



## 青年就農給付金受給者の確定申告について

給付金を受給された方は、原則として全員自らが給付金を受給した年の所得税及び復興特別所得税について確定申告を行うことが必要です。個々の対象者の事情によって課税関係は異なるため、詳細等は所轄の税務署に個別にお問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。

### 1. 準備型を受給されている方

- 給付金は「雑所得」となります。給与所得など他の所得が別であれば、それらも合わせて確定申告（白色）をしてください。
- 給付金を受給した年に発生した交通費や授業料など研修に要した費用の額があれば、雑所得の金額の計算上、必要経費として収入金額から控除が可能です。
- \* 合計所得金額から、基礎控除・配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除などの所得控除を差し引いた額が課税所得です。

〔注意〕 給付対象者が生計を一にする親族に扶養されている場合において、合計所得金額が38万円を超えるときは、その扶養から外れます。扶養者が給与所得者の場合は、当該年分について扶養控除を訂正する扶養控除等（異動）申告書を提出する必要があります。詳しくは扶養者の職場担当者にお問い合わせください。

### 2. 経営開始型を受給されている方のうち、独立経営を行う方

- 給付金を含む収入金額から必要経費を差し引いた額を「事業所得（農業所得）」として申告をしてください。
- 青色申告の場合、青色申告特別控除（最大65万円）を事業所得の計算上控除が可能です。また、その事業に専ら従事する親族がいるときは、専従者給与（予め所轄税務署に届け出た額）を必要経費に算入可能です。
- 白色申告の場合、その事業に専ら従事する親族がいるときは、専従者控除（配偶者：最大86万円、その他の親族：最大50万円）を事業所得の金額の計算上控除が可能です。
- \* 合計所得金額から、基礎控除・配偶者控除・扶養控除（専従者控除または専従者給与の対象者を除く）・社会保険料控除などの所得控除を差し引いた額が課税所得です。

〔注意〕 ご夫婦で受給した場合、ご夫婦のうちおひとり（農業経営について事業主として確定申告される方）が、給付金の全額を事業所得（農業所得）の総収入金額に算入します。

### 3. 経営開始型を受給されている方のうち、親と生計が一で親が事業全体の確定申告を行う方

- 給付対象者は、専従者給与（給与所得）と給付金（雑所得）を合わせて、親とは別に確定申告（白色）をしてください。
- \* 合計所得金額から、基礎控除・配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除などの所得控除を差し引いた額が課税所得です。

### 4. 返還となった場合の手続き等

- 雑所得での申告の場合（上記1、3）  
返還することが確定した時点で、その返還することとなった給付金を収入として申告した年分について、更正の請求書を所轄税務署に提出してください。
- 事業所得での申告の場合（上記2）  
返還することが確定した日の属する年分の必要経費に返還額を算入してください。

〔注意〕 平成27年から、認定新規就農者（個人）も、農業経営基盤強化準備金として積み立てた額を必要経費に算入することができるようになりました。しかし、青年就農給付金制度においては、この積立額について、給付金額を算定する“前年の総所得”に含めることとしておりますので、ご注意ください。